

参議院文教委員会會議録第二十七号

昭和三十一年五月十四日(木曜日)

午後一時三十九分開会

出席者は左のとおり。

委員長 中野 文門君
理事 北畠 教真君
二木 謙吾君
吉江 勝保君
小林 武君

委員

植木 光教君
木村篤太郎君
久保 勘一君
中上川アキ君
秋山 長造君
加瀬 完君
豊瀬 慎一君
高瀬 莊太郎君

國務大臣 文部大臣 灘尾 弘吉君
政府委員 文部省初等中等教育局長 福田 繁君
事務局側 常任委員 工業 英司君
法制局側 第二部長 腰原 仁君
説明員 文部大臣官房総務課長 木田 宏君

本日の會議に付した案件
○国立教育会館法案(内閣提出、衆議院送付)

第六部 文教委員会會議録第二十七号 昭和三十一年五月十四日【参議院】

○委員長(中野文門君) ただいまより文教委員会を開会いたします。

国立教育会館法案を議題とし、前回に引き続き質疑を行ないます。御質疑のおありの方は順次御発言願います。

○加瀬完君 前回の委員会にも例示いたしました衆議院の鈴木一君の質問に、福田局長だと思ふが、鈴木さんが、教師の理想像を描いて会館で研修させるのかという質問に對しまして、教師としての使命感に燃える人が実はほしいという意味のことをお答えになっておりますが、文部省の言う教師の理想像とは教師の使命感に燃える人ということとを意味するものか、この点はいかがですか。

○政府委員(福田繁君) 望まじき理想像ということになりますと非常にむづかしいことになるわけですが、私が申し上げましたのは、教師としては子供を指導し、子供に教える立場にある者でございますから、一般のサラリーマンという場合と違って、教師自身が十分な指導力を持ち、また人格識見においてより一歩はな人物であるという意味合いにおきまして、教師の使命というものを十分自覚した教師であつてほしい、こういうような意味合いで申し上げたつもりでございます。それ以上に別段の意味を持ったものではないと思ひます。

○加瀬完君 さらに説明を加えまして、「文部省の立場から申し上げますれば、文部省が少なくとも義務教育等につぎましては、教育のいわば基準を示しているわけでございます。これにほんとうに血を通わせ、また命を与えるのが教師の力でありまして。そういうふうな考えますときに、政府といひますか、國の示しておる基準といひますをもっともつと生かしてやっていたら、どういふ人がほしいわけでありまして、このお述べになつております。すると、具体的に、理想像とは教師の使命感に燃える人で、さらに具体化するならば、國の示した基準を生かしていくような人ということと解釈してよろしゅうございませうか。

○政府委員(福田繁君) そういうことを申し上げたかわかりませんが、そういうことと直接つながつてゐる考え方ではなくて、教師が生徒児童を指導するに当たりましては、十分この学習指導要領等の基準に即して、十分それをこなし得るような立場においてこれを指導してもらいたい、こういう趣旨で私は申し上げたつもりでございます。前段のほうと直接の関係はないと思ひますが、学校の教育の場においては当然そういうことがあつてほしいと私も考へてゐるわけでございます。

○加瀬完君 現在は國の基準を無視、または反對いたしております教師が多い、このように御認定をなさつていらっしゃるのか。

○政府委員(福田繁君) 非常に多いかどうかわかりませんが、中にはいわゆる文部省で示しておりますところの学習指導要領についていろいろ批判をし、反對する教師も中にはいることは否定できない状態でございます。

○加瀬完君 國の基準として示された学習指導要領を守つていくということには無批判であるということと同じにはならないと思ふのです。教師の側から学習指導要領といふものを改正なり、あるいは修正なりといふことは、實際使つてみてそれが教育的な価値が問題になればあつてしかるべきなんであり、そういう意味の批判といふものは、当然、教師であるからこそ、私は指導要領に對してしなければならぬことだと思ふ。しかしながら、批判をする者が現在の指導要領に反對をして守らないといふことにはならないわけなのです。この点はもう少し文部省も、指導要領を示せば、それをそのまま無条件に守らばいいといふことではなくて、やはり先におつしやつたように十二分に教育のために生かせるように、プラスの面で指導要領に對する意見といふものは大幅に聞いていくのだという態度が当然だと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(福田繁君) その点につきましては、お説のように私も考へております。学習指導要領そのものは一つの基準でございますが、これについて現場の学校においてこれをもとにしてやる場合におきまして、いろいろや方法等につぎまして現場の先生としていろいろ御意見があると思ひます。また、学習指導要領も、事にまゝしてはこうしたいほうがいいという場合もあり得ると思ひます。そういう改善なり、やる方法についてのいろいろな御批判といふものは当然出てきていいわけでございます。そのために、私もいたしましては研究会等におきまして、現場の学校あるいは教育委員会等におきまして、現在の学習指導要領そのものについてどうこれを具体化していけばよければないかを具かといふような点から、常に研究と、何と申しますか、討議を繰り返してゐるわけでございます。したがつて、そういう場を通じての研究討議といふもの、あるいは批判といふものは当然あつてよろしいと私も考へるのであります。ただ、ごく一部でございますが、しょうけれども、直ちにそれを授業の上に実施するといふ面については、これはいかがであらうかといふように私も考へるわけでございます。

○加瀬完君 指導要領の扱い方は、文部省の立場あるいはこれを受けて立つ現場の教師の立場で、私はいろいろのお伺ひしなければならぬ問題を持っております。いずれ別の機会に回答いたすことになつたしまして、次に、あなたの衆議院における御説明の中に、この教育会館における講習なり、研究会といふものは、いままでの文部省などの講習会とは違つたことをやるのだ、こういう御説明がございました。いままで文部省でやつておりました講習としては、どういふ講習をこの場合

さしておられるのか。そうして教育会館で行なう内容はこれと違うというのは、それじゃ新しい教育会館ではどういうことを教育関係者の資質の向上のためにやりなろうとするのか、この点を明らかにしていただきます。

○政府委員(福田繁君) 文部省におきましては、従来から御存じのように、校長、指導主事等の研修会とか、あるいは小学校、中学校、高等学校等の教育課程の研究集会、あるいは特殊教育の教育課程の研究集会というようなものをやっています。そのほかには道徳教育の講習会も行ないます。また、幼稚園教育の実技講習会というようなものも行なっています。そういうものと同時に、たとえば各教科の国語とか、社会、数学、理科、保健体育、芸術、それから外国語というようないろいろな各教科にわたる講習会等も実施してまいっております。これはもちろん現場の先生方が十分各教科をこなして実力をつけていただきたいという趣旨のものでございます。ところで、私申し上げました、教育会館では別のことをやるのだという事は、これはことが少し足りなかったと思つたんですが、文部省と重複しないような事業をなるべくやってもいいという趣旨におきまして私は申し上げたつもりでございます。したがって、文部省では、従来十分な設備等がございせんのでやり得なかつたような視聴覚教育関係の講習会とか、あるいはまた語学の研修にいたしましても、文部省ではやはり限度がございまして、一般的な語学の研修ならばできるわけでございますが、それ相当の設備を使つての近代的な語学研修とい

うものは、文部省では従来はあまりやっておりません。そういった文部省でできないようなことをこの教育会館自体でやつてほしいと、こういう意味において申し上げたつもりでございます。

○加瀬完君 第一義的には、学校教育関係者の資質の向上であるという御説明も、ただいま御答弁をなさいました趣旨の衆議院における御答弁の中の前段にあるわけでございしますが、教育会館における研修は教師の使命感の自覚という点に重点が置かれるものだと考へてはいけないのですか。ただいままでの御説明ではそのような点が強調されております。語学教育とか、視聴覚教育とかというところをおっしゃっておりますが、語学教育とか、視聴覚教育とかという点では、教職員の資質の向上を第一義的に考へての講習とは受け取りにくい点もございしますので、はっきりさせていただきたいのです。教師の使命感の自覚ということ、第一義的に目的とするということじゃないのですか。

○政府委員(福田繁君) 私は教育者が研修を受けて自分の資質を高めるということにつきましては、文部省でやる講習会におきましても、あるいは都道府県教育委員会その他の教育委員会などでもやります研修会等におきましても、あるいはまた一般の団体、たとえば校長会その他のいろいろな団体が行つておりますそういう団体におきましても、もちろん実技の向上とか、いろいろ実力をつける内容のものは含まれておりますけれども、終局の目的は、やはりどういふものがやるにいたしましても、教師の使命感、教師とし

てのりっぱな指導力をつけていくという、こういうような意味においてそういうものがなされるものだと考へております。したがって、この教育会館自体におきましても、やはり他の一般の団体等におきまして研修、講習をやります場合と違つた意味を持つものではないというように私は考へるのでございます。

○加瀬完君 単に指導要領の内容を理解させるとか、道徳教育について教授方法あるいは資料の扱い方を講習するとか、あるいはいま御説明のように、視聴覚の技術とか、あるいは語学の練習とかということをやることでしたら、文部省設置法の第八条の十三号の口でございしますか、その専門的、技術的な、現在、文部省でなし得る講習でも可能なはずでございします。文部省の講習とは重複をしないような、そういう教師の使命感の自覚という点に重点が置かれるということになれば、教師の使命感、したがって、教師のものの考え方とか、ものの見方とか、こういうことに教育会館の指導の重点といたすものが置かれてくるのが当然ではございせんか、そうではないのですか。

○政府委員(福田繁君) その点につきましては私先ほど申し上げましたとおり、どういふ専門的な研修でございましょうとも、やはりその専門的な知識技能を通じて、教師みずからがやはり教育者として子弟を教育するという立場においては、どういふ講習会、研修会でありましようとも、終局の目的はやはり教師の使命感というものを考へて、そうして研修、講習を実施するのがたまたまだと私は考へるのでございします。そういう意味で、特段に

この国立教育会館だけが教師の使命感を目標にして研修をするということではございせん。そういう意味では毛頭ございせんが、御指摘になりましたように、いろいろな専門的あるいは技術的な研修でございまいしょうとも、私はそういうように考へておるわけでございします。

○加瀬完君 文部省の講習とは重複しないということであるならば、何も教育会館が語学練習の講座を開いてそれを主催しなくても、そういう場所と機関があれば、文部省講習で教育会館の場と教材を提供してもらえば済むことですね。視聴覚にいたしましても、視聴覚講習というものは文部省が主催して、そして場所だけを教育会館に提供していいわけです。しかし、そういうことではなくて、そういう文部省のやることは重複しないで教育会館には別にやる必要があるのだとして、しかも、その別にやることの一番の中心は教師の使命感の自覚ということに重点があるのだとすれば、これは教養講座といったことが主になって、国語の知識を豊かにするとか、算数の指導技術を覚えるとかということではなくて、もっと使命感というからは、ものの考え方なり、あるいはものの見方なり、教師自身の思想というものを高めていくとか、深めていくとか、変えていくとか、こういうことに中心が置かれざるを得ないでしょう。それが教師に対する資質の向上を第一義的にするということではないのですか。それはやはりならないのですか。

○政府委員(福田繁君) お説のように、この教育会館の事業といたしまして、第二十条の一項の二号が置かれて

おりますので、その点についてのお尋ねでございまいしょうと思いますが、私どもは、やはりこの二十条の二号あるいは一号のほうの業務にいたしまして、何らその点においては変わりはないと考へるわけでございまして、ただ、この教育会館の設置をいたします考え方としては、当初申し上げましたように、りっぱな会館をつくつて、文部省なりあるいは都道府県教育委員会その他のいろいろな団体等で行ないます研修の場を提供しようということから始まつたわけでございしますが、特殊法人としてこれを設置する場合におきましては、他の特殊法人におきまして業務として掲げておりますと同様に、みづからこの業務を行なう能力を与えるということとはこれは当然のことでございます。そういう意味でこの前、大臣の御答弁のありましたときに、何と申しましたか、そういうような意味で第一号のほうの問題の業務であり、第二号をそれについて従的に考へる業務だといふような御発言があつたように記憶しておりますが、そういうことでございまして、そのやる仕事については、これは文部省でやることをこの教育会館で重複してやるということもどうかと考へられますので、内容そのものはできる限り、やる場合は重複しないようにということが望ましいわけでございます。そういう意味で、もちろん専門的、技術的な講習等も行なうわけでございしますけれども、特に御指摘になるような思想的な問題を取り上げてここでやろうというような考えは毛頭ないわけでございします。一般の先生の教養なり資質を高めるといふ面か

ら、そういう事業をやるということに
ほかならないつもりでございます。

○加瀬完君 この法文解釈の上からは、
いまの局長の御説明のようであれば施
設だけが提供されれば済むことなんで
す。第二号の研修会、講習会を主催す
る権限というものを何も与える必要は
ないわけですね。第二号にはそういうき
まりがある。しかも、御説明によれば
教育会館でやることはいままでの文部
省のやっていた講習とは違うのだ。こ
こでは教師の使命感の自覚に力点を置
いてやるのだ、要約すれば、そう受け
取れる御説明があれば、じゃ、教育会
館ではどんなことをやるんだ、こうい
う質問が当然出てきてしかるべきで
しょう。いま、あなたは教師に対する
思想教育なんかおやりにならないと、
こうおっしゃった。おやりにならない
ということ、やろうとしてもやれない
ということとは別です。この法文の解
釈の中でそんなことをやろうとしたっ
てできませんという、思想教育をし
てはならないという保証がございます
か。あとで聞こうと思いましたが、い
まお話が出ましたから伺います
が、一体、研究集会、講習会を主催
することができ、しかも文部省は、
その講習会、研修会のねらいは教師の
使命感の自覚だと、こうおっしゃって
おれば、教育会館自体が使命感の自覚
という名のもとに、教師の考え方やも
のの考え方というものを講習をしたっ
て、法文上はこれを制限をする、制止
をする保証は何にもないでしょう。す
るかしないかというのを私は聞いて
おるのではない。法文の解釈の上で
は、やろうと思えばできる規定になっ
ていることが問題ではないかというこ

とを伺っておるのです。文部大臣、あ
なたがいま思想教育をするためにこれ
をやったのだというのを私は申し上げ
ておるのではない。しかし、やろう
と思ってもできないという規定になっ
ていますか、これが。その点をお答え
いただきます。

○政府委員(福田繁君) 思想はこれは
各人の自由でございますから、そう
いった意味での何か統制的な講習をや
るということはもちろんこれは許され
ないことでございます。そういう意
味で、もちろんこういう教育会館の講
習、研修が、そういうことをごうも目
的にしているものではございません。
しかし、この教育者としての考え方、
あるいは指導の仕方といったようなも
のについての教師の考え、そういうも
のは、これはいろいろやはり自分の専
門的な分野を通じてあるうかと思いま
す。そういう意味におきまして、文
部省がやる講習会におきまして、あ
るいは団体がやる講習会におきまし
ても、教師のいわゆる使命感というよ
うな、教師としてのりっぱな指導力をつ
けていくという意味におきましての内
容は、当然含まれるものだと考えてお
るわけでございます。

○豊瀬一君 関連質問。局長の答え
た重複しないということ、結果的に
判断なのか、それとも重複させない
という文部省の意思があるとするば、文
部省として教育会館にそういう意思の
作用を具体的に及ぼすにはどういう方
途を考えているのか。

○政府委員(福田繁君) これは教育会
館自体が成立いたしますと、そこでみ
ずから事業としてはきめるわけでござ
います。文部省としてのその教育会館
に対して注文があるとすれば、予算や
事業計画を通して文部大臣が承認する
際にまあ注文をするということはある
得ると思えます。そういう限度にお
きまして、教育会館の事業が適当でな
ければ、文部大臣が監督するという道
は残っております。

○豊瀬一君 その際に文部省は、さ
きに年次計画を立てておるものと重複
した場合は、教育会館は中止させる、
文部省のほうは中止する、両方がある
としますね。そうすると、結果的に重
複しないという表現はしておるけれど
も、加瀬委員が何度も質問しているよ
うに、文部省の主催しようとしておる
ものの肩がわりという課題を与える意
図並びに法的な根拠を持っておると判
断するのが至当じゃないですか、どう
考えておられますか。

○政府委員(福田繁君) おっしゃるよ
うに、重複するかしらないかは、これは
事実の問題だと思えます。運用の問題
であらうと思えます。私のほうとして
は、なるべく教育会館自体が行ないま
す事業については、文部省でやってい
るような仕事と直接重複しないことが
望ましいという意味で申し上げたわけ
でございます。そういう意味で、こ
の第二十号の二号というものは、み
ずから教育会館が事業を行なう能力をこ
こで与えるわけでございますから、適
切な事業を会館自身で決定をしてこれ
を運営する、こういうことになるわけ
でございます。

○豊瀬一君 たびたび言われている
ように、法制定の際の立案者の意図と
異なれば法律ができた以上は、この会
館法がそのまま通るとすると、法的に
文部省と重複する権限を与えられる、

こう見て差しつかえないでしょう、法
的な権限として。

○政府委員(福田繁君) 法的には、こ
の講習会、研修会を主催し、そういう
業務を行なう権限が付与されるわけ
でございます。この二十条によつて。し
かしながら、この二十条の二号の業務
そのものは、この前も申し上げました
ように、これは特殊法人である国立教
育会館というものが行なう事業でござ
いますから、何ら、行政機関が行なう
ようなものとは違って、命令する
か、監督するとか、あるいは参加を強
制するとか、そういうような趣旨のも
のでは毛頭ございません。これは何と
申しますか、衆議院の段階で私申し上げ
たように、一つのサービシ的な業務
にしかすぎないというように私も
解釈いたしておるわけでございます。

○豊瀬一君 ぼくが聞いていたのは、
法的には重複する可能性と云って
悪ければ、重複しようとする権限を与
えようとしているのだ、そのとおりで
しょう。

○政府委員(福田繁君) その点はおっ
しやるとおりでございます。

○豊瀬一君 たとえば一つの楽器会
社が、音楽その他教育者の、あるいは
教育行政機関の職員の資質向上に役立
つという意図のもとに、自由に講習会
を主催し、参加の自由性を開放してい
くということは局長も認めているで
しょう。それと、教育会館に対して法
的に主催権を与えようとするのは、参加
の自由性は同じであるという答弁をし
ながら、法的に主催権を与えよう
とする意図の違いはどこにありますか。

○政府委員(福田繁君) この一般の会
社やあるいは団体が、いろいろ講習会

その他の類似の事業を行なうというこ
とは、これは会社自体のまあ能力と
申しますか、会社の定款なり、あるい
は一般のこの団体の目的、規約によつ
て定まるところだと考えます。そ
れは一般の商法による会社なり、ある
いは一般の団体でございますと、任意
団体でございますが、任意団体であつ
ても、会員だとか、その他の意思に
よつて、規約その他によつてきまるこ
とでございますが、この国立教育会館
そのものは法律によつて特殊法人とし
てつくられるわけでございますから、
したがって、子供が生まれるときに名
前をつけて、どういう着物を着せるか
というのと同じように、生れた者に対
してどういう権利能力を与えるかとい
うことでございますから、一般の団体の
規約等によつてそういう業務が行な
えるのと同様に、この二十条の業務の
内容としては、法律によつてそういう
ことを与える、こういうことにすぎな
いわけでございます。ただ、これが特
殊法人でございますので、法律で定め
るというだけの違いでございます。別
にたてまえて違つておるとは私は
考えないわけでございます。

○豊瀬一君 ちょっと局長の例が悪
いようですが、たとえば法律で講習会
の主権権を与えない場合は、国の予算
を全然支出しない範囲内において、部
屋賃し業、施設提供業以外に、たとえ
ば教育会館へどうぞお好きな方はおい
でくださいと言つて、会費は百円で
す、こういう講習会を開くという権限
は、法律に定めなければやれないとい
う判断ですか。

○政府委員(福田繁君) 私どもは、こ
ういう特殊法人につきましては法律で

書いた業務の範囲以外はやれないとい
うように考えております。

○加瀬完君　いま豊瀬委員も指摘になりましたが、教育会館は独自の計画で動くというものの、監督権は文部大臣にあるわけです。ですから、どうい

講習が計画され、催されるとしても、その内容については文部大臣が終局には責任を持つわけですし、しかも、その予算の裏づけも国の補助という形になるわけですか。それから、文部省の意図というものを離れて、独自の講習というものが、研究集会と違うものが動き得るはずのものではないでしょうか、教育会館の主催する研究会にしても、講習会にしても。

○政府委員(福田繁君) その点は先ほど申し上げましたように、文部大臣がこの法人の監督権者でございますから、そういう意味におきましては、おっしゃるとおりでございます。

○加瀬英君　そうすると、教育会館の研修には何らの強制はない、こうおっしゃいまして、文部省の教師の理想的なあり方という、その意図は教育会館の講習を通じて進展をしていくことになりますよね、あるいは明らかにされていくことになりますよね。そうすると、その文部省の教師のあり方に対する考え方というのは、これは教師の勤務の評定についても一つの基準になり得ることですよね。そうでしょう。こういう教師でなければならぬと教育会館で教えているとすれば、こういう教師でなければならぬという、その考え方そのものは、これは勤務評定の場合の一つの基準とならなければおかしいでしょう。そうすれば、そういう形に動いてくるとすれば、事実関係

においては強制しやうがしいが、これは教育会館の講習というものに現場は参加をせざるを得ないという、形式はとにかくといたしまして、内容としてはそういう強制力が生まれてこざるを得ない、そうなりませんか。

○政府委員(福田繁君) その点は少しおことばを返すようでございますけれども、思い過ぎではなからうかと私は思うのでございます。この教育会館自体は、教師あるいは教育委員会に対してももちろんその指揮命令をするというようなものではございません。そういうことはとうていできないわけでございます。もしできるとするならば、この法律の中にそういう条項がなくてはできないわけでございますから、できないはずでございます。そういう意味で、できる限り有益な講習、研修を実施いたしました、その内容によって教師自身が、これは適切なりっぱな講習であるから参加しようということになれば、それによって当然にその研修会なり講習会というものは実を上げてくるものだと考えるわけでございます。教師自体の勤務評定そのものとは私はつながってはいないというように考えております。

○加瀬完君 表面はつながつてはな
いんですよね。法文の上では何にもつな
がつておられない、完全にそれは別の問
題です。しかし、事実関係は文部省の
講習の方針というものに従つていけ
ば、これは優秀な教師として処遇され
るという結果が出ると思へば、しか
も、それが一つの評価の基準というこ
とになるとすれば、これは任命権者で
ある教育委員会はこの教育会館の講習
というものをポイントするわけには

いけない。どうしても参加するように命令をしなきゃならないことになる。あるいは個人としても参加を希望するという形がどうしても動いてくる、こういう形に私はならざるを得ないと思う。といいますのは、局長も御存じで

しょうが、戦前から戦中にかけて国民精神研究所というものが文部省にござりました。この国民精神研究所というのは、これまで御存じのように、学生の左翼思想を善導するという方針に基づいてつくられたものはずですね。ところが、こゝで行なわれましたことは、学生ではございませうで、主として教員養成の学校の中心的教員を集めまして、各府県からそういう意味の代表を集めまして、そこで国体明徴の本義を教えた。いわゆる教学の本義というものによりまして各教員養成学校の思想教育を施した。そうして、それはさらに今度はその当時の行政の監督の衝に当たりました視学官、視学というものを集めて同じような講習をやったわけです。それによりまして日本の教育がどう変わったか御存じのほどであります。そういうことができないんだという法律的な保証が一体この教育会館法にありますか。教育会館の

目的は、教育職員の資質を向上させるということはお認めになっておる。しかし、どうお考えになっても資質の向上ということはこういう内容だ、その内容はかりに右のほうの内容であろうが左のほうの内容であろうが、それを持ってこられて、右はやってもいい、左はやれませんが、左はやるけれども右はやれませんかという保証はこの条文中にどこにもない。結局、思想教育を行なおうとすれば行ない得る根拠とい

うものを与えることになるのではなからうか、そこを私どもは心配しておるわけでありませう。法律上そういうことはあり得ないという保証が取りつけられておりますか。

○政府委員(福田繁君) 御心配の点は

よく私も理解できるので、ございますが、かつての国民精神文化研究所時代におきましては、御承知のように、当時ある一定の目的のために地方の指導的な人を集めて、旅費、滞在費等ももちろん支給しておったようでございますが、場合によりましては、その所員というような、身分そのものを変えてそこで十分な教育をする、あるいは研究させるというようなやり方をしておったようでございます。それとこれとは全然私はやり方も違うと思います。が、また、時代そのものも当時の時代と現在の時代とは非常に違うと考えるわけでございます。そういった意味で、そういうことをかりにするわけもございませんし、できるわけのもので私は私になかろうと思う。それは現在のやはり民主主義の時代におきまして、そういうやり方というものは、これは一般の方も教育界も、これはとうてい承認することはないと思いますので、

その心算は法律の中にもちろん書かなくたって当然のことだというように考えるわけでございます。

○加瀬完君 国立教育会館法の第一条の目的あるいは第二十条二号等は、資質の向上のための事業がなし得ることを規定しておるわけですね。そうして資質の向上ということがこの教育会館設立の大きな目的だということであれば、内容はとにかくといたしまして、いままで文部省講習では行ない得ない

かったような以上のものを、資質の向上の項目として、ここで教育会館自体が研究集会なり講習会なりをして教育訓練をなし得るということでございますね、規定はそれだけでしょう。どういう内容を持つてはならないというこ

とは少しも触れてはおらない。そうであるならば、少なくとも教育会館というものをつくって、文部大臣の監督のもとに職員の資質の向上のため、ここで研究会や講習会をやるんだということであれば、その内容は、意欲的なものを文部省としては持っているけれども文部省としては持っていない意欲的なものを、私は国民精神研究所と同じものだとは申しませんよ。しかし、持てるものなんです、法律の内容からすれば。そうなっていますと、文部省自体のものの考え方が変わってくれば、これは国民精神研究所にならないとはだれが保証できるか。なぜ私がこういうことを言うかと申しますと、研修という権限は、任命権者、すなわち地方住民の代表だけに与えたわけですね。これは少なくともいまの時代は違うと言うけれども、いまの文部省の考え方と、この地方公務員法を制定したときの考え方とはまた

違っているでしょう。これは少なくとも教育行政の文部省による中央集権化を排除しようという精神が基本になって、研修の権限も任命権者のみに与えるという制定のしかたをとったわけではないのですか。その研修権を文部省にすら与えなかった立法当初の精神というものは、どれだけいま尊重されておりますか。少なくとも文部省自体も、研修とはいわなくても、ずんずん講習会なり研究会集会という名のもとに、内容

的には研修をやっておるでしょう。そうしてそれをさらに教育会館に移そうと——移そうというところが悪ければ、教育会館という第三者に新しく与えようとおるわけですね。文部省にすら研修権というものを原則としては与えないという立法の精神だったものを、第三者である教育会館に、研修という法律条件がなくても、実質的には研修と同じ効果があるような方を与えるというところは、一体、地方分権ということが基本で新教育行政が発達をした当時と比べては、これまた時代的に若干のズレがございましょう。この点はどうです。

○政府委員(福田繁君) 時代的なズレとおっしゃいますが、仰せのように、もちろん教育公務員法の研修につきましても、教育公務員特例法、特例法はもちろん教師の側から書いた規定だと思ひますが、地方公務員法には、その任命権者、すなわち教育委員会、その任命権者の機会を与えなければならぬというようないろいろな規定がございまして、そういう意味で、研修そのものは第一義的に任命権者というものが当然であるという法律のたてまえになつておるわけがございまして、それは地方分権とももちろん関係はございまして、任命権者だけでなく、文部省もこの教師の研修あるいは教育委員会が計画いたします研修計画については十分な援助を与える、その援助の態様として、直接いろいろの形において援助すること、必要でございましょうし、文部省自身も研究集会を開いて資質の向上をはかるということ、一つの援助の態様だと私も考えておるわけがござい

ます。そういった意味で、文部省自身にも、設置法によって研究集会あるいは講習会等を開催する権限が与えられているものと、こういうふうに考えておるわけがございまして、したがって、ズレとおっしゃいましたけれども、私は当初から、そういうような教師の研修というようないろいろな問題について、非常に重要な事柄でありますので、お互いに行政機関相互の関係におきましても、その行政機関と教師との関係におきましては、みんな協力して、これを十分実行するという方向において考えられたのではないかと、このように、私は解釈いたしております。

○加瀬完君 きょうはこういう質問をするつもりがございせんせんでした、が、研修という、その文言の法律的解釈が、初等中等教育局においてあいてではないかと思う。あらためて、聞き直しますが、研修が文部省でできますか。

○政府委員(福田繁君) 文部省の設置法におきましては、教職員の研修について援助するというのがございまして、したがって、私が申し上げましたように、研修を実施する方法として、あるいは援助する一つの態様として、研究集会を開いたり、あるいは講習会を開くというところは、これは文部省の権限として認められておるものだと思います。ただ、先生おっしゃいました研修権というものは、私はどういふものかよくわかりませんけれども、そういうものが別個にあるとすれば、これはちょっと考えが違ふわけがございまして、私どもとしては研修ということばは使っておりませんけれども、文部省設置法の中で研究集会、講習会

といっておりますのは、やはり研修の一つの態様だというふうに考えております。

○加瀬完君 私がここで伺いますのは、法律的に研修権というものが文部省にあるのかないのか、この点であります。なぜ私がこういうことを伺うかといいますと、研修というところを、非常に文部省はこのごろ簡単に使ひましてね、実質的には研修権がないと私は思ふわけがございまして、研修を強化しておるわけがございまして、これは再び教育の国家統制ということが復活しないとは限らないわけがございまして、ですから研修ということ、どういふのですが、問題にするわけが、法的な意味において研修をする権限というものが文部省にございまして、

○説明員(木田宏君) いまの加瀬委員の御質問でございまして、研修というものは、教育公務員特例法に一つあるわけがございまして、もう一つ出てまいりますのは、地方公務員法の中にその規定が出てまいります。研修ということばは、教育公務員特例法が、十九条に、「(研修)」という見出しで一つの規定をつくっております。この内容を読んでみますと、教育公務員特例法の十九条におきましては、「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。」、「こう書いてございまして、この第一項を受けまして、第二項に、「教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、と、こういう受け方をしているわけがございまして、したがって、ここで使つてござい

ます「研修」というのは、教育公務員自体が、みずからその職責を遂行するために、研究と修養に努めなければならぬ、教育公務員自体の行ないます研究と修養ということ、つまり「研修」というふうに使つておると、このように私どもは理解しております。その限りにおきましては、研修ということばは、教育公務員自身がやることを研修というふうに呼んでおる、このように考えるわけがございまして、ところが、地方公務員法に同じく「研修」という規定がございまして、地方公務員法の三十九条でございまして、「職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。」、「こういう書き出しがあるわけがございまして、この研修も、「研修を受ける機会」という書き方になっておりますので、多少論議もあらうかと思ひますが、一応、職員の研究、修養ということ、職員の側から考えたことばとも考えられるのでございまして、と、ところが、地方公務員法では、その第二項に、「前項の研修は、任命権者が行うものとする。」と、こういう受け方をしております。そういう受け方から出てまいります「研修」というのは、これは教育公務員なり、公務員自体が行なう研究と修養ということではなくて、むしろ国家公務員法で使つておりますような、職員に対する教育、訓練という、そういう使用者側の責任と申しますか、そういうことを研修というふうにつかまえて、いわば他動詞的につかまえておる。教育公務員特例法のほうでは自動詞的につかまえておるといふふうに理解いたします。研修

のことばの意味自体から申しますと、いづれにいたしましても、職員自体が自分で研修をするという使い方、もう一つは、職員の任命権者、使用者でありますものが、その使用者の責任として職員に教育、訓練の機会を与える、こういうものを研修というふうには法文の上では使つておると理解しております。そこで、先生のいま御指摘のございました文部省の関係でございまして、文部省は、その設置法の第五条で、文部省では、その教育職員の研修について援助するという書き方をいたしてございまして、この研修に対する援助の態様として、文部省初中局におきましては、講習会とか、研究集会とか、研修会等の会合を開催することが一つの援助の態様である、こういう規定のいたした方になっておるわけがございまして、文部大臣がこのようないたしますことは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律におきましても同様に援助の態様といたしまして、講習会、研修会等、そういう機会を提供する、それが援助の態様である、こういう考え方がございまして、したがって、

○加瀬完君 ちょっと待ってください。あまり説明すると質問ができなくなる。

○説明員(木田宏君) そういう書き方になつてはいないかと思つております。

○加瀬完君 その研究、修養ということとは個人的研修であり、任命権者が講習会や研究集会を与えて資質の向上をはかることが第二項の指摘している研修であるという御説明でございまして、法律的に地方公務員法なり、あるいはいま御指摘の教育公務員特例法な

は講習会等を開催する権限が与えられているものと、こういうふうに考えておるわけがございまして、したがって、ズレとおっしゃいましたけれども、私は当初から、そういうような教師の研修というようないろいろな問題について、非常に重要な事柄でありますので、お互いに行政機関相互の関係におきましても、その行政機関と教師との関係におきましては、みんな協力して、これを十分実行するという方向において考えられたのではないかと、このように、私は解釈いたしております。

きょうはこういう質問をするつもりがございせんせんでした、が、研修という、その文言の法律的解釈が、初等中等教育局においてあいてではないかと思う。あらためて、聞き直しますが、研修が文部省でできますか。

文部省の設置法におきましては、教職員の研修について援助するというのがございまして、したがって、私が申し上げましたように、研修を実施する方法として、あるいは援助する一つの態様として、研究集会を開いたり、あるいは講習会を開くというところは、これは文部省の権限として認められておるものだと思います。ただ、先生おっしゃいました研修権というものは、私はどういふものかよくわかりませんけれども、そういうものが別個にあるとすれば、これはちょっと考えが違ふわけがございまして、私どもとしては研修ということばは使っておりませんけれども、文部省設置法の中で研究集会、講習会

といっておりますのは、やはり研修の一つの態様だというふうに考えております。

私がここで伺いますのは、法律的に研修権というものが文部省にあるのかないのか、この点であります。なぜ私がこういうことを伺うかといいますと、研修というところを、非常に文部省はこのごろ簡単に使ひましてね、実質的には研修権がないと私は思ふわけがございまして、研修を強化しておるわけがございまして、これは再び教育の国家統制ということが復活しないとは限らないわけがございまして、ですから研修ということ、どういふのですが、問題にするわけが、法的な意味において研修をする権限というものが文部省にございまして、

いまの加瀬委員の御質問でございまして、研修というものは、教育公務員特例法に一つあるわけがございまして、もう一つ出てまいりますのは、地方公務員法の中にその規定が出てまいります。研修ということばは、教育公務員特例法が、十九条に、「(研修)」という見出しで一つの規定をつくっております。この内容を読んでみますと、教育公務員特例法の十九条におきましては、「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。」、「こう書いてございまして、この第一項を受けまして、第二項に、「教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、と、こういう受け方をしているわけがございまして、したがって、ここで使つてござい

ます「研修」というのは、教育公務員自体が、みずからその職責を遂行するために、研究と修養に努めなければならぬ、教育公務員自体の行ないます研究と修養ということ、つまり「研修」というふうに使つておると、このように私どもは理解しております。その限りにおきましては、研修ということばは、教育公務員自身がやることを研修というふうに呼んでおる、このように考えるわけがございまして、ところが、地方公務員法に同じく「研修」という規定がございまして、地方公務員法の三十九条でございまして、「職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。」、「こういう書き出しがあるわけがございまして、この研修も、「研修を受ける機会」という書き方になっておりますので、多少論議もあらうかと思ひますが、一応、職員の研究、修養ということ、職員の側から考えたことばとも考えられるのでございまして、と、ところが、地方公務員法では、その第二項に、「前項の研修は、任命権者が行うものとする。」と、こういう受け方をしております。そういう受け方から出てまいります「研修」というのは、これは教育公務員なり、公務員自体が行なう研究と修養ということではなくて、むしろ国家公務員法で使つておりますような、職員に対する教育、訓練という、そういう使用者側の責任と申しますか、そういうことを研修というふうにつかまえて、いわば他動詞的につかまえておる。教育公務員特例法のほうでは自動詞的につかまえておるといふふうに理解いたします。研修

のことばの意味自体から申しますと、いづれにいたしましても、職員自体が自分で研修をするという使い方、もう一つは、職員の任命権者、使用者でありますものが、その使用者の責任として職員に教育、訓練の機会を与える、こういうものを研修というふうには法文の上では使つておると理解しております。そこで、先生のいま御指摘のございました文部省の関係でございまして、文部省は、その設置法の第五条で、文部省では、その教育職員の研修について援助するという書き方をいたしてございまして、この研修に対する援助の態様として、文部省初中局におきましては、講習会とか、研究集会とか、研修会等の会合を開催することが一つの援助の態様である、こういう規定のいたした方になっておるわけがございまして、文部大臣がこのようないたしますことは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律におきましても同様に援助の態様といたしまして、講習会、研修会等、そういう機会を提供する、それが援助の態様である、こういう考え方がございまして、したがって、

ちょっと待ってください。あまり説明すると質問ができなくなる。

そういう書き方になつてはいないかと思つております。

その研究、修養ということとは個人的研修であり、任命権者が講習会や研究集会を与えて資質の向上をはかることが第二項の指摘している研修であるという御説明でございまして、法律的に地方公務員法なり、あるいはいま御指摘の教育公務員特例法な

りで言われておる研修というものは、勤務能率の発揮及び増進のためのものというところに任命権者の意思というものがプラスされなければ、法律的には研修の要件は整っておらないということになりませんか。といいますのは、自治省設置法の第四條の十五号の二に、「地方公務員に対し、当該地方公務員の任命権者の依頼を受けて研修を行う」という文言があるわけですが、自治大学校というものが設置されておりますが、自治大学校設置法の第二條には、「地方公務員でその任命権者の推薦に係るものに対し、高度の研修を行う」と三項には、「任命権者から依頼があった場合においては、研修を行うことができる」と、こういうふうに任命権者の意思というものがなければ法律的な研修というものは成立しないと解釈される文言があるわけでございます。で、いま御指摘の、確かに文部省設置法によつて、「研修について連絡し、及び援助する」とありますね。その援助の一態様として、第八條の十三号のロで、講習会、研究会を主催することができるといふ御説明でございしますが、この八條の十三号の研究会、講習会というものと、地方公務員法等という法律的な研修というものは別個のものではございせんか。これは法制局に聞きます。法制局来ているでしょう。

○法制局参事(藤原仁君) ただいま加瀬先生の御発言にございました自治省設置法の関係をおっしゃられたと思いますが、あれは法文には依頼を……。

○加瀬完君 別個が別個でないかということだけ答へればよい。

○法制局参事(藤原仁君) 「依頼を受

けて」ということになっております。文部省のほうは依頼ということではございせんので、設置法の五條の關係から申しますと、「教育職員の研修について連絡し、及び援助すること」と、依頼というものがございせん。依頼があるかないかということの点でございしますが、これに相当しますところの実体の規定……。

○加瀬完君 質問を取り違えているようですが、私の質問は、文部省設置法の第五條における「研修」というものと、八條の十三号のロにおける講習会、研究会というものは、これは別個なものではないか。法律的には研修の一態様だとすなわち読み取れるものではなくて、研究会、講習会というものと、さきに指摘をした研修というものは別個なものではないか、別個が別個でないかということをお断りしたければいい、法律的に。

○法制局参事(藤原仁君) ここにございします「教育職員の研修」、これは普通法令に使っております一般の研修だと思ひます。と申しますのは、職員の職務上必要な知識上の習得、教育訓練というふうな意味であらうかと思ひます。この中には文部省の所管の關係もございしますから、広く、国立もあるでしょうし、公立関係のものもあるでしょうし、私立関係のものもあるというふうな理解しております。先ほどお話の初中局関係の分は、研究会であるいはまた講習会と、こういうふうなことを使っております、研修ということばそのものでは使っておりませんけれども、その研究会なり講習会というものが、実質的に、いま申しましたような概念、研修の概念に相当するような

ことを目的として行なわれるものならば、同じものもあるだろうし、違ふ場合もあるだろう、こういうふうにならうかと考えます。

○加瀬完君 お答えが私にはよくのみに込めないので、私の伺っておりますのは、第五條でいう研修ということと、この研修というものは、勤務能率の発揮及び増進のためのものに任命権者の意思というものが加わったものだというところは、他の法律でこれは明らかです。それと文部省の初等中等局自体でできる研究会、講習会というものは違ふものではないかということ

○法制局参事(藤原仁君) ただいまのお話によりますと、任命権者の意思が加わるかどうかということにかかっておるようでございます。そういうふうな理解してまいりますと、文部省のその限りにおきましては、文部省は任命権者でございせんから、任命権者の意思によつて行なうものではない、こういうふうに理解いたします。

○加瀬完君 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の四十五條の一項に「地方公務員法第三十九條第二項の規定にかかわらず」という文言がございしますね。結局、市町村教育委員会に研修権を与えてありますのは、原則としては任命権者なんだけれども、特にここでは、三十九條第二項の規定にかかわらず与えてあるのだというはつきりとした、いわゆる地方教育委員会に任命権者が授けられたような形で表現をされておりますね。この文意からいいたしまして、研修というものが原則としては任命権者のものだということは明らかだろうと思ひます。そこで、

その次に四十八條の二項の四号、「校長、教員その他の教育関係職員の研究会、講習会その他研修に關し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること」とありますね。ここで明らかにさしていただきたいのは、「研究会、講習会その他研修に關し」ということは、その頭書きにある文部省の権限としての指導、助言、援助の制限が加わつて、制限のワタの中で研究会等が、講習会等が催されると、これは例示ですから、解釈されると思ひます。が、それでよろしうございせんか。

は、イコール研修をやつてもいいというふうなところまで広げて解釈してよろしいということに考えられますか、援助の限界というものは無限大に拡大をして解釈することができせんか。

○法制局参事(藤原仁君) 設置法にもございしますし、この地行法の四十八條にもございします。あくまでも援助として主催するなり、講習会を開くなりするものであらう。したがひまして、援助の一つの方法として、指導の方法として、助言の方法として、研修は援助の方法として地方教育委員会がその権限に従つて行なう、それを援助するということで行なわれるものであらうと思ひます。

○加瀬完君 前のほうはいいですが、この地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十八條第二項四号にございします「これらを主催すること」と、この四号は、いまお話がございましたとおり、第一項の指導、助言、援助の例示ということになりますから、あくまでもこの法文の趣旨としましては、第一項が一番重要なところであらう、こういうふうな理解をします。したがひまして、文部大臣は、都道府県または市町村に対する必要な指導、助言、援助というもののワタの範囲内で行なわれるもので、「これらを主催する」と、その主催も、そのワタ内で行なわれるものであらうというふうな理解いたします。

○加瀬完君 援助の限界です。援助というものは、法律的には補充的、側面的なものだと解釈してはいけません。法制局長はさう答へましたよ。

○法制局参事(藤原仁君) 援助をするというところは、もちろん地方教育委員会が一時的に地方教育の所管の責任者でございしますから、それが任命権者なり、その地行法のいまの規定で市町村教育委員会が行なうのがたてまえでございします。ですから、それに対する援助ということ、あくまでも文部省は援助という形で、援助という範囲内で行なうべきもの、したがひまして、文部省が行なうとしても、向こうが必要ないというならばそれは行ないません。ですから、援助の態様として、援助の限界を超えるということはありません。あり得ないだらうと思ひます。

○豊瀬清一君 ちょっと関連して。部長にお尋ねしますが、いま加瀬さんが何度も指摘したように、四十八條には指導、助言、そして点を打つて「又は

主権」と書いてありますね。あなたの答弁は、次第にこうニュアンスを変えてきたけれども、当初の答弁や木田君の答弁は、指導、助言と主権というところが法的に同じものであるような前段の答弁ですよ。指導、助言、文部省の場合には連絡援助、それから地行法の四十八条には、「又は主権」と明確になっ

て、ことばの意味としましては、主権というものは、自分が行なう場合もあるかと思ひます。しかし、これは先ほどお話ししました第二項の指導、助言、援助の例示、あくまでも例示でござい

ますから、その指導、助言、援助の範囲内で講習会を開く、こういうことだらうと思ひます。

○豊瀬慎一君 指導、助言と主権は法律上同意語かと聞いておる。同じなら同じ、違ふなら違ふとはっきり言ひなさい。前段の説明は要らぬ。

○法制局参事(藤原仁君) これは申しますように、四十八条の二項にござい

ますことばの制限がどうしてもかぶってまいりますから、このことばの……。

○豊瀬慎一君 それはわかつてゐる。

○法制局参事(藤原仁君) ですから、援助として行なわれる場合の主権であらうと、裸の主権とは違ふ、こういうことを申し上げておるわけでありま

す。ですから、主権にしましては、かわつて行なうとか、あるいは補充して講習会を補充的に行なうとか、そういうような他の制約なしに自分が思うとおりに主権する、こういう意味ではな

いということを先ほどから申し上げておるわけでありま

す。○豊瀬慎一君 もう一つだけ聞いておきますから、また、あとでいろいろ聞きますから。そうすると、文部省の設置法にあるところの連絡、援助という内容と四十八条の主権というものは同じですか、違いますか。

○法制局参事(藤原仁君) 設置法には、ここに連絡、援助とござい

ます。○法制局参事(藤原仁君) 設置法には、ここに連絡、援助とござい

ます。○法制局参事(藤原仁君) 設置法には、ここに連絡、援助とござい

ます。○法制局参事(藤原仁君) 設置法には、ここに連絡、援助とござい

ます。○法制局参事(藤原仁君) 設置法には、ここに連絡、援助とござい

ます。○法制局参事(藤原仁君) 設置法には、ここに連絡、援助とござい

ます。○法制局参事(藤原仁君) 設置法には、ここに連絡、援助とござい

ます。○法制局参事(藤原仁君) 設置法には、ここに連絡、援助とござい

ます。○法制局参事(藤原仁君) 設置法には、ここに連絡、援助とござい

ます。○法制局参事(藤原仁君) 設置法には、ここに連絡、援助とござい

ます。○法制局参事(藤原仁君) 設置法には、ここに連絡、援助とござい

ます。○法制局参事(藤原仁君) 設置法には、ここに連絡、援助とござい

ます。○法制局参事(藤原仁君) 設置法には、ここに連絡、援助とござい

ます。○法制局参事(藤原仁君) 設置法には、ここに連絡、援助とござい

昭和三十九年五月二十日印刷

昭和三十九年五月二十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局